

活動内容(全協定共通)

[illegible]

Ⅱ 選択の必須事項(多面的機能を増進する活動)

[illegible]

[illegible]

集落概観(集落の将来像)

2-1協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状(複数可)

	集落の現状					集落の現状					集落の現状					その他 （自由 記載）
	担い手の詳細					担い手の詳細					集落の現状					
	担い手等 が確保で きずおひ 断作を継 続してい く	農業者（協 定内）	農地所有 資格法人、 農業生産 組織等（協 定内）	農業者（協 定外）	農地所有 資格法人、 農業生産 組織等（協 定外）	担い手等が確保できている が、全ての委託希望は受けら れない	農業者 （協定内）	農地所有 資格法人、 農業生産 組織等（協 定内）	農業者 （協定外）	農地所有 資格法人、 農業生産 組織等（協 定外）	担い手等 が確保で きていな い	断作を継続していきたいが、考え 条件の悪い農地がある	断作を継続 していきたい が、法曹 や水害・農 地の被害 が過度な負 担となっ ている	断作を継続 していきたい が、法曹 や水害・農 地の被害 が深刻であ り、断作重 なり、断作 が促進し ている	集落の自治 （コミュニティ）機能が低下して おり、生活 に支障・不 安が生じて いる	
入河内集 落協定																
杣比賀集 落協定																
上尾川村 ノ久集落 協定																
下尾川集 落協定																
大井集落 協定																
松ノ木集 落協定																
畑山大田 集落協定																
下久保集 落協定																
長山集落 協定	○	○														
小松原集 落協定																

2-2集落の現状を踏まえた対策の方向性(複数可)

対策の方向性		担い手の詳細			対策の方向性		担い手の詳細		対策の方向性								
耕作放棄の懸念はなく、集落の課題もないところから、対策は不要		農業者	農地所有資格法人、農業生産組織等	新規就農者	協定外で担い手を確保	農業者（協定内）	農地所有資格法人、農業生産組織等（協定外）	基盤整備等により耕作条件を改善	農産物の高付加価値化により所得の向上を図る	新たな作物の導入により所得の向上を図る	省力化技術の導入や外注化等により労働負担の軽減を図る	耕作継続が困難な農地の林地化	放牧利用による農用地の管理	鳥獣被害防止対策の実施	集落の自治（コミュニティ）機能の強化	その他（自由記載）	
入河内集落協定																	
杣比賀集落協定																	
上尾川村ノ久集落協定																	
下尾川集落協定																	
大井集落協定																	
松ノ木集落協定																	
畑山大田集落協定																	
下久保集落協定																	
長山集落協定	○																
小松原集落協定																	

2-3具体的な対策に向けた検討(複数可)※「2-2集落の現状を踏まえた対策」

検討を要する事項						
	特に懸念 なく、協 定参加で 実施して いく	協定参加 者だけでは 検討が困難 であり、外 部(市町村 ・都道府 県を含む) からの助力 を得たい	他の協定と の広域化を 考えたい	中山間地 域等直接 支払交付 金の加算 措置を 活用したい	対策に活用 可能な補助 事業等を紹介 してほしい	その他(自由記載)
入河内集 落協定						
杣比賀集 落協定						
上尾川村 ノ久集落 協定						
下尾川集 落協定						
大井集落 協定						
松ノ木集 落協定						
畑山大田 集落協定						
下久保集 落協定						
長山集落 協定						
小松原集 落協定						

2-4今後の対策の具体的内容及びスケジュール(決まり次第記載)※「2-2集落の現状を踏まえた対策の方

入河内集落協定
杣比賀集落協定
上尾川村ノ久集落協定
下尾川集落協定
大井集落協定
松ノ木集落協定
畑山大田集落協定
下久保集落協定
長山集落協定
小松原集落協定

2-5農業生産活動等の継続のための支援体制(第5期対策の期間中に、協定農用地において農業生産活動

第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のための支援体制						
	農地所有 資格法人 が支援す る	JAが支援 する	集落営農 組織が支援 する	農業者が 支援する	協定参加 者で役割分 担しつつ、 農用地を行 持管理を行 う	その他(自由記載)
入河内集 落協定						
杣比賀集 落協定						
上尾川村 ノ久集落 協定						
下尾川集 落協定						
大井集落 協定						
松ノ木集 落協定						
畑山大田 集落協定						
下久保集 落協定						
長山集落 協定					○	
小松原集 落協定						

※上記の支援体制によってもなお、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、集落協定代表者は、速やかに市町村、農業委員会等に当該農用地に対する利用権の設定等又は農作業受託者の転貸等を申し出ることとする。

※結果として、当該農用地で農業生産活動等の継続が困難となった場合には、当該農用地のみ、交